

健保だより 2

新電元工業健康保険組合
理事長 小笠原 政教

日頃、新電元健康保険組合に対し、ご理解とご協力を頂き心より感謝を申し上げます。

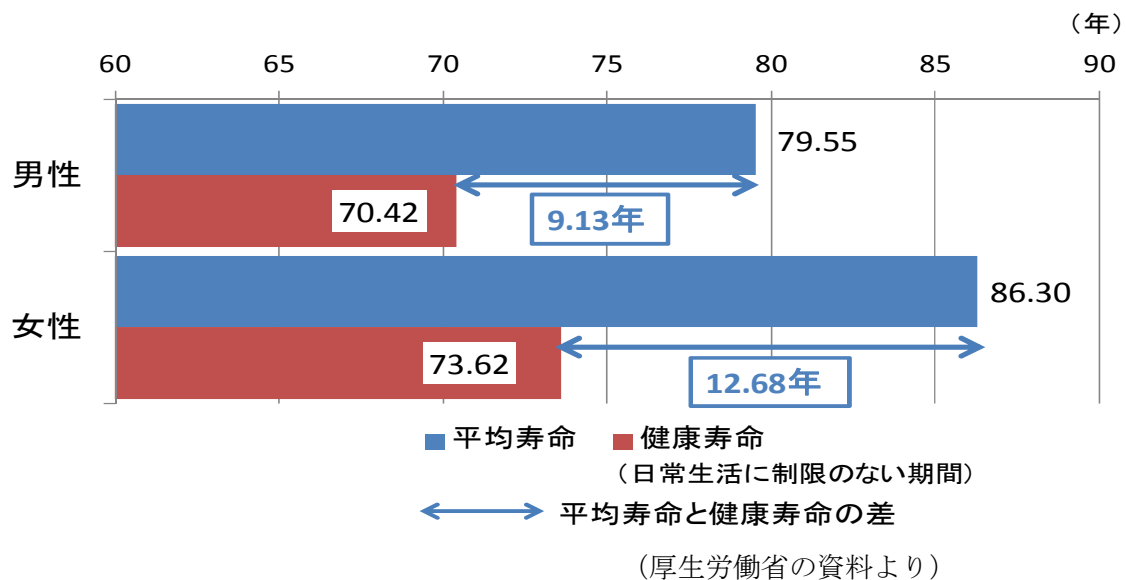
SDK飯能工場にて、11/4 運動テスト&講話「歩行測定セミナー」
HSD勝浦にて、11/16 講話「がんについて知ろう」
ASD大浦工場にて、12/7 講話「10年後のあなたは健康ですか」

と、それぞれ専門の講師をお招きして健康に関わる講話（セミナー）が開催されました。各事業所の関係者には、無事に開催出来たこと、そして何よりも有意義な講話であった事に感謝いたします。（参加した皆さんが、有意義にするかどうかはこれからですが・・・）

さて3カ所で行われた講話のテーマはそれぞれ異なりますが、健康や身体に関わる点が共通している事に気付かれると思います。

皆さんは、「健康寿命」という言葉をご存知ですか？

厚生労働省の定義には「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」とされています。云いかえると「病気やケガで寝たきりにならず、介護を受けることもなく、認知症にもならず自分自身で日常生活が送れる年齢」のことです。



上図の通り平均寿命と健康寿命との差は男性9.13年、女性12.68年もあります。今後、平均寿命が延びるにつれてこの差が拡大すれば、健康上の問題のみならず医療費や介護費用の増加による家計への更なる影響も懸念されます。

国の指針により40歳以上に特定健診（メタボ健診）が義務付けられたのは、この健康寿命を少しでも延ばして平均寿命との差を縮めることにあります。

特定健診については、次号で触れたいと思います。

以上

マメ知識 ～病気やケガをして高額な医療費が掛かったとき～

『健康保険限度額適用認定申請書』とは？

○医療費の自己負担が一定額を超えた場合

被保険者は医療費の一部を自己負担していますが、この自己負担額が同一月に一定の額を超えたとき、その超えて支払った金額は「高額療養費」として健康保険組合から払い戻されます。又、高額療養費の支給が直近12ヶ月に3ヶ月以上あったとき、4ヶ月目からは限度額が下がります。被扶養者についても同様の扱いになります。

同一世帯で一カ月の医療費支払いが21,000円以上のものが2件以上生じたとき、合算した金額がある一定の自己負担限度額（※自己負担限度額は標準報酬月額によって決まるので個人毎に限度額が異なります。）を超えた場合は、合算高額療養費として払い戻されます。（高齢受給者である70～74歳の人がある世帯では、算定方法が異なります。）

この高額療養費は通常は受診した医療機関等の窓口で支払いを行い、後日払い戻される制度です。しかし予め健保組合に申請し、自己負担限度額に係る認定証「健康保険限度額適用認定証」が交付されていれば、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

尚、入院したときの食事代、差額ベッド代、保険診療外の自費負担はこれに含まれません。

詳細は、健康保険組合事務所までお問い合わせください。（内線 831-7200）